

卒業式における生徒のマスクの着用及び感染対策等について

国、県の通知をもとに、令和5年2月16日に鴻巣市教育委員会から、卒業式におけるマスクの着用及び感染対策等について通知がありました。その内容について簡単にまとめ、以下に掲載しますので、よくお読みの上、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 生徒（及び教職員）のマスクの着用について

- (1) 入退場、式辞・祝辞等、呼名に対する返事及び卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- (2) 国歌や校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- (3) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないように注意する。

2 保護者・来賓のマスクの着用及び参加人数等について

- (1) 保護者、来賓はマスクを着用する。
※鴻巣市は、来賓の参加はありません。
- (2) 参加人数は、生徒数や会場等を踏まえ、各学校で参加者の範囲を決定する。
※本校は、生徒数と会場の広さにより、各家庭2名までといたします。

3 その他感染対策について

- (1) 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底する。
- (2) 効果的な換気の実施や参加者の咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じるとともに、各学校の実情に応じて、式典の内容や時間、参加者等を工夫する。

※上記については、令和5年2月16日現在での対応であり、国の方針や今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、この対応を変更する場合があります、その際は改めて鴻巣市教育委員会からの通知をもとにお知らせいたします。